

○中村学園大学(含む短期大学部)学生の懲戒手続きに関する細則

平成27年4月1日

制定

改正 令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、中村学園大学学則第69条第4項及び中村学園大学短期大学部学則第64条第4項の規定に基づき、学生の懲戒手続の透明性の確保並びに懲戒処分の適正及び公正を図るため必要な事項を定める。

(事実調査)

第2条 学部長又は学科主任(以下「学部長等」という。)は、懲戒に相当すると思われる行為(以下「処分相当行為」という。)について知り得たときは、直ちに学長に報告するものとする。

2 学生委員長は、学長の命を受けて事実関係の調査を行い、その調査結果及び学部長等による学生からの事情調査内容を学長に報告する。

(懲戒の審議)

第3条 学長は、学生委員長から報告のあった内容の中に、懲戒について検討すべき事案が含まれていると認めた場合、学生委員会に対して当該事件等に関わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について調査及び審議させるものとする。

2 ハラスメント事案については、ハラスメント防止対策委員会において調査及び審議させるものとする。

3 定期試験等における不正行為については、中村学園大学履修規程第17条及び中村学園大学短期大学部履修規程第17条に基づき処分するものとする。

(懲罰委員会)

第4条 学生委員会は、当該事件等に関わる学生への懲戒の要否、懲戒の種類及び内容等について調査及び審議させるための専門委員会として、懲罰委員会を置くものとする。

2 懲罰委員会は、学生委員会の全委員を以って組織する。

3 懲罰委員会に委員長を置き、学生委員長を以ってこれに充てる。

4 その他委員長が必要と認めたときは、前項以外の教職員の出席を求めることができる。

(調査委員会)

第5条 懲罰委員会は、処分相当行為の内容等を調査し相当処分案を作成するため、調査対象事件ごとに調査委員会を置くものとする。

- 2 調査委員会の委員は、委員長が懲罰委員会の委員から任命する。
- 3 調査委員会は、関係の教職員及び当該学生から資料の提出を求め、事情及び意見を聴取することができる。
- 4 調査委員会は、慎重かつ速やかに調査及び審議を行い、その結果を懲罰委員会に報告するものとする。

(学籍異動)

第6条 調査委員会の対象となった当該学生から、懲戒処分の前に退学の願い出があった場合、この願い出を受理しないものとする。

- 2 当該学生が停学処分となった場合、当該停学期間を含む期間の休学の願い出があった場合、この願い出を受理しないものとする。

(学生委員会)

第7条 懲罰委員会は、当該委員会の調査及び審議結果に基づき、相当処分案を作成し、学生委員会へ報告するものとする。

- 2 学生委員会は、前項の相当処分案について審議し、その結果を学長へ報告する。

(懲戒処分の決定)

第8条 学長は、前条第2項の報告内容を踏まえ、当該学生の懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の通知)

第9条 学長は、懲戒処分を決定した場合には、懲戒処分書に理由書を添えて当該学生及びその保証人に通知しなければならない。

(異議申し立て)

第10条 懲戒処分の通知を受けた学生は、事実誤認等の正当な理由があるときは、懲戒通知を受けた日から起算して14日以内に文書で異議を申し立てることができる。

- 2 前項の文書には、異議申し立てを行うに値する事実を具体的に記載し、根拠となる資料を添付しなければならない。
- 3 文書が不十分、又は不備があった場合は、異議の申し立てを却下することがある。
- 4 異議申し立ては、懲戒処分の効力を妨げないものとする。

(再審査委員会)

第11条 学長は、前条の異議申し立てを受理したとき、当該申し立てを審議するための再審査委員会を設置する。

- 2 再審査委員会は次に掲げる委員により構成する。

(1) 当該学部長等

(2) 学生委員長

(3) 学生部部长

(4) その他学長が指名する教職員

3 再調査委員会に委員長を置き、当該学部長等を以ってこれに充てる。

4 再調査委員会は、関係の教職員及び当該学生から資料の提出を求め、事情及び意見を聴取することができる。

5 再調査委員会は、再審査の結果をまとめた再審査報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

(再審査結果の決定)

第12条 学長は、前条第6項の報告書を受けて、再審査結果を決定する。

(再審査結果の通知)

第13条 学長は、前条で決定した結果を、当該学生及びその保証人に通知しなければならない。

(準用)

第14条 中村学園大学大学院学則第57条第4項の規定に基づき、研究科の学生について第2条から前条までの規定を準用する場合は、「学部長等」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

(事務)

第15条 学生の懲戒手続きに関する事務は、学生部において処理する。

附 則

この細則は、令和4年10月1日から施行する。